

－ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です－

事業主の皆様へ 労働保険の加入手続きはお済みですか？

1人でも労働者を雇ったら、労働保険の加入が必要です

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め全国的に広報を行うほか、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険の未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は、政府が管理・運営している強制加入保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律（労働保険徴収法）で定められています。

労働保険

労災保険（労働者災害補償保険）

労働者が業務上の事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、労働者の能力の開発や向上等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

している

労働者を雇用していますか？

していない

労働保険に加入の必要があります

労働保険の加入の必要はありません

今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の加入が必要です。

1週間の所定労働時間が20時間以上及び継続して31日以上雇用されることが見込まれる者

いる

労災保険及び雇用保険（注1）の両保険に加入

いない

労災保険のみ加入

「労働保険概算保険料申告書」を提出してください。

管轄の労働基準監督署へ
「労働保険関係成立届」、
「労災保険」

「被保険者資格取得届」を提出してください。

管轄の公共職業安定所へ
「雇用保険適用事業所設置届」、
「雇用保険」

注1. 雇用保険の被保険者とならないケースもありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

*建設業の現場労災保険については、適用要件が異なりますので、下記へお問合せください。

労働保険の手続きをしないまましていると…事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他に、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します（費用徴収制度）。

◎ 労働保険に関するお問合せ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎：059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。